

## 「くまもと黒毛和牛」等首都圏出荷緊急支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 「くまもと黒毛和牛」等首都圏出荷緊急支援事業費補助金（以下「本事業」という。）の交付については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号、令和5年12月22日一部改正）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (事業目的)

第2条 物価高騰の影響を受けた県産牛肉の新たな需要を喚起するため、県産銘柄牛の東京都中央卸売市場食肉市場等への出荷や首都圏の卸業者における県産牛肉の新規取り扱い獲得に取り組む農業団体等を支援することで、首都圏への供給体制を強化し、もって県産銘柄牛の首都圏におけるブランド力強化と取扱量の拡大を図るため本事業を実施する。

### (事業内容等)

第3条 本事業における事業内容、事業主体、採択要件、補助対象経費及び補助率は、要項別表に定める他、別表のとおりとし、県は予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (事業実施計画の承認申請)

第4条 事業主体は、補助金の交付を受けて補助事業等を実施しようとするときは、要項第3条の事業実施計画承認申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。  
2 事業実施計画承認申請書（要項別記第1号様式）に添付する事業実施計画書は、別記様式第1号によるものとする。

### (事業実施計画の変更承認申請)

第5条 要項第5条第1項の事業実施計画変更承認申請書（要項別記第2号様式）に添付する事業実施変更計画書は、別記様式第1号を準用するものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号を準用するものとする。

### (補助金の変更交付申請)

第7条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書（要項別記第6号様式）に添付する事業変更計画書は、別記様式第1号を準用するものとする。

### (事業の補助金等交付決定前着手)

第8条 要項第9条第1項の交付決定前着手については、同条第2項の規定により令和6年4月1日以降の事業実施分を交付決定前着手承認の適用除外とするが、この場合にあつては、事業主体ごとに第4の事業実施計画承認申請時に着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

(実績報告)

第9条 要項第13条第2項第1号の実績報告書(要項別記第11号様式)に添付する事業実績書は、別記様式第1号を準用するものとする。

(補助金の請求)

第10条 要項第15条第2項の規定により、補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、補助金概算払(前金払)請求明細書(別記様式第2号)を添付するものとする。

(事業の推進)

第11条 県及び事業主体は、本事業の実施にあたっては、所期の目的を達成するため、相互に連携に努め、事業の円滑な推進を図るよう努めなければならない。

(雑 則)

第12条 本事業の実施については、この要領の施行に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

本要領は、令和6年3月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

事業内容	事業主体	採択要件	補助対象経費	補助率
<p>(1) 首都圏流通ルート開拓支援事業</p> <p>東京都中央卸売市場食肉市場など首都圏への生体出荷に係る掛かり増し経費の一部を、助成金として交付。</p>	<p>農業協同組合連合会 食肉事業協同組合連合会 農業協同組合 食肉センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が規定する3銘柄(「くまもと黒毛和牛」、「くまもとあか牛」、「くまもとの味彩牛」)の定義を満たす牛肉であること。</li> <li>・ 上記協議会が推進する3銘柄のロゴマークシールと牛肉を一体的に流通させていること。</li> <li>・ 熊本県内から首都圏(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)へ生体での出荷を行うこと。</li> <li>・ 事業完了年度の3月31日までにセリ成立又は食肉センター及び食肉処理施設において販売が完了したもの。</li> </ul>	<p>熊本県内から首都圏へ県産銘柄牛を生体で出荷する場合に要する掛かり増し経費</p> <p>(1) 二社以上の混載出荷 複数の出荷団体が輸送車両混載で出荷する場合</p> <p>(2) 一社単独出荷 出荷団体が単独で出荷する場合</p>	<p>定額</p> <p>29 千円/頭</p> <p>26 千円/頭</p>

事業内容	事業主体	採択要件	補助対象経費	補助率
<p>(2)「くまもと黒毛和牛」等首都圏出荷推進事業</p> <p>首都圏の卸業者における県産牛肉の新規取り扱いを獲得する取組に要する経費の一部を助成</p>	<p>熊本県産牛肉消費拡大推進協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が規定する3銘柄（「くまもと黒毛和牛」、「くまもとあか牛」、「くまもとの味彩牛」）の定義を満たす牛肉であること。</li> <li>・ 上記協議会が推進する3銘柄のロゴマークシールと牛肉を一体的に流通させていること。</li> </ul>	<p>首都圏卸売事業者等を招いた枝肉共励会、商談会及び首都圏での県産牛肉新規取扱のための取組・PRに要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 首都圏での共励会 会場借上料、審査員報償費、出荷者旅費、購買者招待状・目録等印刷、販促資材（ポスター、リーフレット、スタンプ、のぼり等）作成費等</li> <li>2 首都圏での商談会 会場借上料、購買者案内状等印刷、出荷者旅費、牛肉サンプル買上げ、販促資材（ポスター、リーフレット、スタンプ、のぼり等）作成費等</li> <li>3 新規取扱支援 首都圏の卸売業者等の新規取扱を獲得するために行う取組に要する経費</li> <li>4 産地見学会 首都圏の卸売業者、飲食店経営者及び</li> </ol>	<p>1／2以内</p>

			<p>消費者に対し、3銘柄の認知度を向上させ、新規取扱を増加させるために行う取組に要する経費</p> <p>5 消費者向けPR</p> <p>首都圏における3銘柄の認知度向上及び消費拡大のための取組に要する経費。</p>	
--	--	--	--	--